

鳴門市観光関連事業者支援給付金制度に関するQ&A

Q 1 ひとつの施設で、複数の観光施設等と取引している場合や「体験型観光施設を営む事業者」「観光関連事業者」のどちらにも該当する場合は、それぞれで給付金の申請ができるのか。

A 1 1事業所につき、1回限りの申請となります。

Q 2 市内に複数の事業所や施設（以下、「事業所等」という。）を営業しており、それぞれ給付要件に該当する場合は、それぞれの施設において、給付金の対象となるのか。

A 2 複数の事業所等において、給付要件を満たす場合は、それぞれが給付金の対象となります。

Q 3 申請書兼請求書に記載する売上は、法人全体の売上ではなく、当該事業所等に係る売上という認識でよいか。

A 3 ご推察のとおりです。

Q 4 営業外収益や特別利益等、本来の業務以外で発生した収益は含めるのか。

A 4 営業外収益等は含めません。

Q 5 給付は複数回うけられるのか。

A 5 1事業所等につき、1回限りの給付となります。

Q 6 観光関連事業者で、観光施設等への納品頻度は月に1回程度であるが、対象となるのか。

A 6 継続的に取引している実績があれば、対象となります。

Q 7 取引先は市外の事業者であるが、対象となるか。

A 7 対象となります。

Q 8 交付申請書の添付書類として、事業収入が50パーセント以上減少したことが証明できる書類とあるが、どのようなものを想定しているのか。

A 8 売上台帳など、令和元年との比較ができる月ごとの売上がわかるものであれば、特に指定はありません。

Q 9 現在、営業を自粛しているが、申請の対象になるのか。

A 9 申請日時点で廃業しておらず、今後も事業を継続する予定である場合は、対象となります。

Q 1 0 これから開業する予定であるが、対象となるか。

A 1 0 申請時点において、営業している必要があります。

Q 1 1 給付金の使用用途は決まっているのか。

A 1 1 特に定めてはいません。ただし、本給付金を給付する趣旨としては、事業を持続していくために給付金を給付する制度となっています。

Q 1 2 申請後、倒産又は廃業になった場合はどうなるのか。

A 1 2 給付要件として、今後継続していく意思があることが要件となっており、給付金の返還等が必要となる場合があります。

Q 1 3 提出に当たって、郵送方法に指定はあるか。

A 1 3 郵送事故防止のため、特定記録または簡易書留にて送付ください。

Q 1 4 一度提出した申請書類等は、返却してもらえるのか。

A 1 4 申請書類等については、提出後の返却などは対応できかねますので、必要があれば写しを事前に保管してください。

Q 1 5 給付金は、申請してから振り込まれるまで、どの程度期間がかかるのか。

A 1 5 原則2～3週間程度を予定していますが、申請状況などにより、時間を要する場合があります。

Q 1 6 他の給付金の申請をしている場合、この給付金は申請できないのか。

A 1 6 他の給付金を申請している場合や、すでに他の給付金を受けたことがある場合においても、本給付金の申請を行うことができます。

Q 1 7 給付金を現金でもらうことは可能か。

A 1 7 口座振り込みのみとなります。